

みなかみ町道路占用料一覧表

別表（第2条、第4条関係）（平20条例13・全改）

占用物件の種類	区 分		単 位	占 用 料
道路法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	530円
	第2種電柱			820円
	第3種電柱			1,100円
	第1種電話柱			480円
	第2種電話柱			760円
	第3種電話柱			1,000円
	その他の柱類			48円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	5円
	地下電線その他地下に設ける線類			3円
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	470円
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	290円
	変圧棟その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	950円
	郵便差出箱			400円
	広告塔		表示面積1㎡につき1年	1,000円
	その他のもの		占用面積1㎡につき1年	950円
道路法第32条第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	20円
	外径が0.07m以上0.10m未満のもの			29円
	外径が0.10m以上0.15m未満のもの			43円
	外径が0.15m以上0.20m未満のもの			57円
	外径が0.20m以上0.30m未満のもの			86円
	外径が0.30m以上0.40m未満のもの			110円
	外径が0.40m以上0.70m未満のもの			200円
	外径が0.70m以上1.00m未満のもの			290円
	外径が1.00m以上のもの			570円
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1年	950円
道路法第32条第1項第5号 に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			510円
	地下に設ける通路			310円
	その他のもの			950円
道路法第32条第1項第6号 に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	10円
	その他のもの		占用面積1㎡につき1箇月	100円
道路法施行令第7条第1号 に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1箇月	100円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,000円
	標識		1本につき1年	760円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1箇月	100円
	幕（道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10円
		その他のもの	その面積1㎡につき1箇月	100円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	1,000円
その他のもの		510円		
道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1箇月	100円
道路法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1箇月	95円

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが、1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は月割り（占有の期間に1箇月未満の端数があるときは、1箇月として計算する。）をもって計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1箇月未満である場合又はその期間に1箇月未満の端数がある場合は1箇月として計算するものとする。
- 8 7により算定した占用料の額が1件100円未満であるときは、100円に切り上げるものとする。